

グループ内部告発ポリシー (抽出する)

ブラッコ・グループは、常時より従業員または第三者に対し、**公平性、倫理性と透明性**を重んじた環境を提供することに努めている。

本ポリシーの参照規定が改定された機に乗じ、**内部告発ポリシー**が更新され、さらに新しい**ウェブプラットフォーム**が制定された。

- ✚ 新プラットフォーム「**Bracco Speak Up Hotline**」へのアクセス用 Web アドレスは以下の通り。
(<https://bracco.ethicspoint.com>)。

Bracco Speak Up Hotline (外部プロバイダーNAVEX 提供) は、立法府によって求められる要件の順守を保証するだけでなく、**インテグリティとコンプライアンス**を体現した**正真正銘のポータル**であり、グループとステークホルダーとのオープンで忠実なコミュニケーションの重要性を強調するものである。

倫理規定、コンプライアンスプログラムおよびポリシー並びに業務手順で制定された行動原則で定められている内容の完全な実施を保証するため、**2024 年 4 月 1 日**より改定内部告発ポリシーが施行される。各位、参照されたい。

Bracco Speak Up Hotline における社員または第三者に害を与える可能性のある**行動**で、**不正または法律、規定および/または社内規定に違反**すると思われるものは、

また、倫理規定、グループポリシーおよび手順に関する**質問や疑念**の収集に**特化したセクション**も設置されている。

入力後、報告者は**固有のアクセスコード**を受信し、これを使用することにより調査活動の進捗に関する最新情報や**フォローアップ**、最終結果についての情報を入手することができる。

責任

グループ傘下の各社は、**Bracco S.p.A.の企業内部監査ディレクター**を**報告責任者**として指定した。

告発およびその内容の機密保持および共有の制限の原則に関して、**企業内部監査ディレクター**は、プロセスの全段階においてあらゆる支援を得るため、先に特定した活動の**参照先**として **Bracco S.p.A.のリスク業務・コンプライアンス監査責任者**を関与させる権限を有する。

日本国内の各社における地域責任者としては、**コンプライアンスオフィサー**を追加で任命した。これに従い、報告者は、プラットフォームで直接、誰が報告を担当するか、すなわち、報告責任者（企業内部監査ディレクター）または地域の報告責任者（コンプライアンスオフィサー）のいずれかを選定する裁量権を有する。

いずれの場合も、**報告内容を異なる主体が知った場合**、その者は**順守されるべき秘匿義務**を損なうことなく、**Bracco Speak Up Hotline** を使用して、**7 日以内**に報告管理者に告発を転送しなければならない。

一般原則

以下を明記する。

- ✚ **事実であり根拠がある**と意識的かつ合理的に信じられる、立証された事象のみが告発されるものとする
- ✚ **善意の報告者は、一切の報復行為から保護される**。ブラッコ・グループ傘下の会社は、善意の報告者に対する脅迫、報復および/または差別を容認しない。また、善意で告発した事実が、

その後の調査で根拠がないことが判明したとしても、報告者に対して一切の処分も罰則も設けない。

- ✦ 手続きの各段階において、**報告者・被報告者**ならびに該当する場合は支援者の**素性**、ならびに**報告**および関連書類の内容が、報告者自身の明示的同意なしに公開されることはなく、秘密が保証される
- ✦ 全ての報告には、**客観性と公平性**の原則を完全に尊重した形で対処する。**報告の対象である事実**に関し、客観的な証拠および検証もないまま、報告者による申し立てのみに基づいて、**報告者に対して措置が取られることはない**
- ✦ 当グループは、告発の合理性検証を簡素化するため、通報者に身元を明らかにすることを推奨しているが、**通報が適切に立証されれば**、匿名であっても**通報の完全な取り扱い**が保証される
- ✦ **Bracco Speak Up Hotline** へのアクセスは、匿名を希望する報告者の特定を防止するため、「ノーログ」ポリシーの対象となる。これは、会社のネットワークに接続されたコンピューターからアクセスした場合でも、**会社の IT システムがポータルへのアクセスポイント (IP アドレス)**を特定できないことを意味する
- ✦ 適用法に従い、各会社は以下のいかなる人物に対しても**適切な措置**を取る権利を有する。
 - 報告者の保護措置および告発に関連する秘匿義務を侵害する者
 - 悪意を持って嘘および・または根拠のない告発を、名誉棄損または侮辱を含む、報告者に害を与えることを目的として行う者
 - 被報告者として、報告された事実について**実際に責任を負う**と認められた者
- ✦ プラットフォームを介して告発を受け取ったのち、**報告者に対して 7 日以内に受け取りを通知**し、同じ報告者に対し **3 か月以内**に、調査の終了およびその調査の結果について**最終フィードバック**を提供するものとする（例外を除くが、その場合は報告者に通知する）
- ✦ 告発の管理者、連絡担当者および各地の責任者ならびに告発の処理過程に関与するあらゆる立場の者は、告発の処理過程全体を通じて、自主性、公平性および独立性の原則の尊重を保証する

注意：報告者が **Bracco Speak Up Hotline** を使用しなかった場合、社内報告チャネルの使用によって想定される活動の適正管理による保護や保証が必ずしも受けられないことに注意されたい。

ある特定の人物（複数の人物）または会社の機能またはブラッコ・グループ、そしていかなる場合においても労働者の信用を失墜させることのみを目的として行われた虚偽の報告または悪意のある報告があった場合、報告責任者（企業内部監査ディレクター）および/または地域の報告責任者（コンプライアンスオフィサー）は、**悪意のある報告者に対する懲戒手続き**および適切とみなされるその他の措置（前提条件が存在する場合、管轄の司法機関への届け出も含む）必要性を判断するため、担当部門へと通知する。